

～イベント要領（飲食）～

1. 1店舗につき、出店する区画は300cm×400cmの範囲内でお願いします。
2. 袖ヶ浦駅北口広場に車の乗り入れは出来ません。（ただし、例外としてキッチンカー（軽自動車）は可とする。）
3. 必要な設備・備品等については、出店者側でご用意ください。（電気、給排水、テント等）
4. 食品等の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列等に際しては、適正な温度、時間及び方法で衛生的に管理してください。
5. 食中毒等が起きた場合、主催者は一切の責任を負いかねます。現場で食品等の自然解凍は厳禁です。また、生モノの販売は出来ません。
6. 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限、アレルギー表示等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行ってください。
7. 販売する飲食物へのお問合せ、クレーム等については、出店者の責任において対応してください。
8. イベント開催時間中は、継続的に実施・販売してください。なお、途中での撤収は出来ません。
9. 出店申込者と営業許可証の名称（店舗等）が明らかに異なる場合、出店できません。（いわゆる名義貸しは不可。）
10. 火気を使用する場合は、区画ごとに必ず消火器を設置してください。
11. 会場に給排水設備はありません。水を使用される場合は各自お持ちください。また、使用した水・廃水（麺のゆで汁等）についても必ず持ち帰ってください。
12. 1店舗につき、最低1つのごみ箱を店舗前に必ず設置し、ごみは出店者が持ち帰ってください。液状の商品提供がある場合には、廃棄用の缶も別途設置し、持ち帰ってください。
13. 会場内やその周辺に油等の周りが汚れる可能性があるものを使う場合は、出店区画及びその周辺が汚れないようブルーシートを敷くなど処置してください。
14. イベント終了後は、清掃を行い、出店区画の原状回復を行ってください。
15. 荒天や不測の事態、今後の感染症などの拡大等により、イベントを中止する場合があります。また、中止に係る費用等のご負担は出来ません。
16. 当日の出店の様子などを収めた写真・映像について、イベントのPRや報告のために公表させていただく場合がありますのでご了承ください。
17. 出店決定後、参加者や一般利用者、事務局職員等とトラブルが生じた場合には、出店を取り消す事があります。